

開会 午前 9時58分

○議会事務局（瀬々君） 互礼をもって始めさせていただきますので、ご起立お願いいたします。相互に礼。

分科会長のほうより、ご挨拶お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めましておはようございます。本日、付託された分科会で審議をしていただきます。

ちょっと、質問数は今回まあ補正ですので少ないですけど、また自由討議がまたこの後控えていますので、各、質疑したことについてとか、あと補正についてのまた自由意見を言うことも考えて質疑をお願いいたしたいと思います。

また、あと台風がちょっとできてきて、ちょっとまた来週がどうなのかなという心配がありますが、皆さまもお気をつけてお過ごしください。

挨拶は以上となります。

○議会事務局（瀬々君） ありがとうございます。

ここから先の進行のほうも、分科会長、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） はい。

ただいまから、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第48号 令和5年度菊川市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務建設分科会所管に関わる項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に「議会は、言論の府であって、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。」と定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ、議員相互間の議論を尽くして合意形成した内容にて、基本条例の第11条に基づく分科会報告書としたいと思います。

自由討議では、議案審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告での議員間討議の内容を重視していくため審査内容を精査し自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。

また、6月21日の予算決算特別委員会では、委員会での審査内容を確認するための質問を

することがないよう、分科会の会議録作成でき次第、全議員に周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取扱いしていただくようお願いいたします。審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますのでご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。

質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。また、発言する際には必ず冒頭で番号、役職名などを述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、6月21日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、企画財政部の審査を行います。勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。企画財政部、企画政策課と財政課が同席をしております。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知の質問から、質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。

まず1つ目を、横山陽仁議員。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

15款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この中の、説明書でいくと21ページ、価格高騰重点支援給付金事業費以外の充当先について、どのような考え方で充当先を決定したのか。また、自然エネルギー利用促進補助金、都市公園整備事業費、給食運営費、計2,116万2,000円について、財源組替えを行った理由と、組み替えた財源はどのように活用されるか伺う。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。

それでは、横山陽仁議員のご質問にお答えします。

初めに、交付金の充当先の考え方ですが、今回の交付金は、電力、ガス、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援と低所得世帯への支援を目的に、国から交

付されたものです。この交付金の趣旨を踏まえ、今回の補正予算では、今後も続くと予想されるエネルギー価格高騰への省エネ転換に対する投資や対策を行う市民、事業者等への支援、物価高騰の影響を受ける子育て世帯及び低所得世帯への支援を目的に、各部署で事業を組み立て、予算計上をさせていただきました。

次に、財源組替えの理由と財源の活用についてですが、自然エネルギー利用促進補助金、都市公園整備事業費、給食運営費については、令和5年度当初予算に計上されている事業ですが、交付金の趣旨に沿った支援事業として交付金を活用し実施することとしたため、財源組替えを行うものです。組替えにより生じました一般財源分は、特定の支出に充当するのではなく、一般会計補正予算（第2号）における予算全体の財源とする形で調整をさせていただきました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。横山陽仁議員、再質疑はありますか。

○11番（横山陽仁君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） ありませんか。

以上で、横山陽仁委員の質疑を終わります。

ほかに、事前質疑がありませんが、関連質疑の方がいらっしゃったら挙手をお願いします。
16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、財源の組替えによって、その財源は全体の予算に使えるようなものにするということは、これは予備費か何かに充当するということですか。どこに入れる。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

余剰ができた財源につきましては、財政調整基金の取崩しの額を減らすことで調整をしております。基金に戻すというか、そういう形になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、もともとのこの財源をここに充てたというのは、財調から持ってきたわけではないんでしょ、これは。一般財源の中からここに充当してきたものが、財源組替えによって、という話じゃないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長でございます。

今回、ここで2,000万余の財源が生じまして、ほかの補正の内容全体の中で、その分を何かの事業に充てるのではなくて、その中の財源としているので、もしこれが今回、特定の何か、2,000万分を何かの事業をやるというふうになれば、例えば今回でいいますと、基金の繰入金で補正で2,000万ありますが、これが増えているというような形になろうかと思います。なので、今回の補正予算の中でのものです。もともと、当初にあったものが、財調の取り崩しとしての財源が直接そこに当たっているというような、そういうふうな財源の充当、一般財源としてやっていますので、そういうことでありますけども、今回は2億1,880万の予算の中の調整の中の財源になっていると。そういうご理解でよろしいかと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 何回も申し訳ない。

ちょっと、もう一度ちょっと分かりやすく説明お願いしたいのですが、これというのは、それぞれ款項目で予算が充てられていて、それで全体の予算になっているわけですね。そうすると、こういったものというのは、「流用」というルールありますよね、この「流用」の適用というんですかルールには当たらないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長。

歳出予算の事業概要書のところに、特定財源についてはここに入っておりますので、ここに入っていないものは一般財源という扱いになりますので、今回、当初予算でやったものについては、その一般財源が減るというような形になっています。

以上です。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありませんね。

14番。

○14番（松本正幸君） 関連です。今の関係なんですけれども。

財源組替えというような説明でありましたけれども、そこに自然エネルギー利用促進補助金、この関係は環境推進課の関係の補助金の制度でありますよね。ということは、恐らく、県から補助が入っているんじゃないかなと思うんです、これエコアクション21の関係の。そういったものの関係はなしという解釈でよろしいですか。

要するに、その財源を組み替えて、補正予算の財源としたというような説明だもんですから、要するに、先ほど言った財政の関係、こういったものの調整でやっておられるんですけ

れども、補助制度であった場合は、どうなるんですかね。そここのところの説明をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。

多分、太陽光のものは、今、県の補助金はないと思います。全部、単費だと。

○14番（松本正幸君） 単費。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） はい。

○14番（松本正幸君） ああ、それならあれだね。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） ええ、そういうことでありますので。

もし、この交付金を充当するに当たって、充てていい国庫補助金——国庫補助金がダブる場合があつて……

○14番（松本正幸君） ねえ。補助金であると、充当の関係が出てくる。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） うん、そこが制限があつたりするものがありますけれども、今回のものは単費のところを、充当するというものです。

○14番（松本正幸君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありませんね。

以上で、事前に通知による質疑を終了します。

その他に関連で質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いや、なければ、以上で企画財政部の審査を終了します。

じゃあ、ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、次に総務部の審査を行います。佐藤総務部長、所管する課名等を述べてください。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。今回私ども、補正予算に計上しておるのは、地域支援課1課のみでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。

まず1番目に、山下委員からお願いいたします。17番。

○17番（山下 修君） 2款1項8目防犯対策推進費ということで、説明資料の1ページ。

自治会管理防犯灯のLED化の進捗状況は。200基の算定根拠はどのようにしていますか。
これの周知や要望の取りまとめの方法はどのようにしていますか。

要望が200基を超えた場合の対応は。付け替え後の定額電灯料金変更申請はどこが行うのか。
ということで、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課、地域支援課長です。山下委員からのご質問にお答えします。

初めに、自治会管理防犯灯のLED化の進捗状況についてですが、自治会によって防犯灯のLED化には差が生じており、既に全ての防犯灯をLED化している自治会もある一方で、費用もかかることから、修繕に併せて付け替えを行っている自治会もあります。防犯灯のLED化への更新状況について、市では正確な数は把握しておりませんが、事業計画を検討するに当たって設置事業者への聞き取りをする中で、蛍光灯防犯灯が1,000基程度、使用されているのではないかと考えております。今後、自治会からの付け替え要望を取りまとめる中で、電気明細書の添付を併せて依頼し、蛍光灯防犯灯数の実体数を把握してまいります。

次に、200基の算定根拠はについてお答えします。

事業計画を検討するに当たって、設置事業者への聞き取りを行い、令和5年度中に市内に残る全ての蛍光灯防犯灯の付け替えを行うには、工期的に難しいとの回答がありました。このため、実際、自治会からの要望の取りまとめから工事完了まで8か月を事業期間として計画する中では200基が限度ではないかと判断いたしました。

次に、周知や要望の取りまとめ方法はについてお答えします。

本年度に入り、付け替えを希望している自治会より問合せを頂いております。6月2日に開催されました連合自治会定例役員会において、付け替え事業を6月の議会定例会に上程したものをまずもってお伝えしております。予算が可決されましたら、7月の連合自治会定例役員会において、全自治会への周知をお願いするとともに、自治会長への要望調査を実施する計画となっております。

次に、要望が200基を超えた場合の対応はにつきましては、こちらも連合自治会定例役員会の中でも事業計画について触れた折、付け替えなどについて継続的に支援できないかとの要望を受けておりますので、近隣市町の状況を確認する中、支援ができないか検討してまいります。

ます。

最後に、付け替え後の定額電灯料金変更申請はどこが行うのかについてお答えします。定額料金変更申請書も工事費に含む設計となっておりますので、落札した事業者が（シ）いたします。

以上で、山下委員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。17番。

○17番（山下 修君） 1点、お聞きします。

先ほど、200基の算定根拠が、年内で要望をして取付けまで完了するためには200基程度しかできないという理由で200基になっているということを伺ったんですけども、ということは、来年度も再来年度というような形で、順次同じような形でLED化を進めるという計画を持っているということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長です。

先ほどもご回答させていただきましたが、近隣市町の状況を確認したらですね、どういう形でできるか、また検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が——佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりですね、今回、先ほど企画政策課のほうの支援があったかと思いますが、今回はそのコロナ創生交付金の一部を活用してということで考えておるところでございます。1億9,500万ほど今回コロナ創生交付金がありまして、そのうちの、いわゆる電力・ガス・食料品の高騰の重点支援地方交付金というものがございます。その一部を今回は使わせていただいて、200基ということでございます。

基数につきましては、今、地域支援課長申し上げた通りでございますけれども、その1億9,500万をどのように使うかというのを市で判断する中で、今回私どもも、自治会の皆さんのですね、ゼロカーボンの分もちろんありますし、自治会の皆さんの電気料の負担の軽減という趣旨では行っております。

次年度以降ですけれども、今それこそ、令和5年度におきましては当初予算で新設を75基ということで予算のほうをお認めいただいておりますけれども、これも、令和4年度に比べますと、令和4年度の当初予算が防犯灯の支出ですけれども、令和5年度は74に増やさせて

いただきました。今、新設の場合は、新設につきましては全部ＬＥＤのほうがついておりますので、以前につけた蛍光灯が残っているということでございますので、その付け替えについて、今回はこの交付金を使わせていただいて200基ということでございましたけれども、次年度以降につきましては、今回の200基についてどんな、どれだけのご要望を頂くかというのも踏まえまして、課長申したとおりバッテリーの状況も踏まえながらですね、また、すみません、ちょっとこの場合、来年付け替えについて何らかの補助なり助成なりをするといったようなことはお答えしかねるんですけれども、担当課としてはですね、そうした方向で考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○１７番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） まず、事前から出ているのを質問どんどんしていきますので、２番目をじゃあ坪井委員、お願いいたします。

〔「１問目は」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） あ、１問目についての関連があれば、お願いします。

○３番（坪井仲治君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、はい、３番。

○３番（坪井仲治君） ３番 坪井です。

新規以外、取り付けたものにつきましては、蛍光管のものをＬＥＤに変えるのは自治会ですね、それぞれの自治会で以前はやっておりまして。今回200基、財源が出たということでやるんですけど、その辺り、200限定、多分なると思うんです、この新規以外ですと。付け替えですとね。ただし、今ゼロカーボンシティの話がございますので、その辺りを加味しますと、やっぱり自治会負担ではなくて市での負担で、その辺の電灯料金、電灯の料金でなくて電力量を減らしていくようなのもゼロカーボンシティに向けて必要かと思っておりますので、それのどこを考えて、加味して考慮していただくとありがたいです。要望です。

○分科会長（西下敦基君） 要望ということですか。

１について、関連がありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、２番目の質問を坪井委員からお願いします。

○３番（坪井仲治君） ３番 坪井です。

2 番目、款項目は同じです。事業名も同じでございます。

「令和 5 年度防犯灯の設置」とありますが、これ新設工事だと思います。新設工事と防犯灯省エネ化整備工事との違いは何か。また、管理区分の差異は。

それから、蛍光灯と L E D 照明との 1 基当たりの単価の違いは。

今後の自治会の負担軽減はどの程度を見込んでいるか。

以上、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。坪井委員からのご質問にお答えします。

最初に、令和 5 年度防犯灯設置工事と防犯灯省エネ化整備工事との違いは何か、また管理区分の差異はについてお答えします。

当初予算で計上しました防犯灯設置工事は、自治会から新たに新設要望のあった箇所への L E D 防犯灯を新設する工事となります。今回要求しました防犯灯省エネ整備工事は、自治会で管理されている蛍光灯防犯灯を自治会からの要望により L E D 防犯灯に付け替える工事になります。新設工事、付け替え工事とも、工事完了後の電気料や維持管理につきましては自治会管理となります。

次に、蛍光灯と L E D 照明灯との 1 基当たりの単価の違いは、そして今後の自治会の負担軽減はどの程度を見込んでいるのかについてお答えします。

電気料金は、令和 5 年 4 月現在なので 1 基当たりの月額は蛍光灯防犯灯が 377 円、L E D 防犯灯が 134 円のため、L E D に変更することで 1 基当たり年 3,000 円程度の自治会の負担軽減が図られるものと見込んでおります。また、L E D 照明灯は耐用年数も長く、照明入れによる交換頻度が低減することから、維持管理にかかる経費の負担軽減にもつながります。

以上で、坪井委員のご質問に回答させていただきます。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3 番（坪井仲治君） いいですか、委員長。

○分科会長（西下敦基君） はい。3 番。

○3 番（坪井仲治君） これ定額電灯費ですね、134 円に、約半額になるんですけど、その辺りの申請を実はしていない自治会が、自治会でやってない自治会もあると思うんですが、その辺りの聞き取りというのは連自治会のほうで何か、やっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） その辺りの聞き取りについては、特に行っておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） ぜひその辺りもPRしていただいて、やってないところがありましたら、申請をすれば半額になるということになりますので、自治会の負担も減りますので、その辺りを含めてPRをよろしくお願いします。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） あ、ちょっと待つて。ありがとうございます。

ちょっと確認です。1基が、蛍光灯で377円で、LEDだと、334円。

〔「134」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 134円。あ、100……

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

この質疑に対して関連はございますでしょうか。

○16番（横山隆一君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

防犯灯の要望というのは高いと思うんですが、自治会によってはですね、防犯灯ではなくて、特に主要道なんかの交差点部分なんかにおいては街灯の要求出ていると思うんですが、その辺の要望、自治会要望における、すみ分けというんですかね、そういうようなものはないというふうにされておるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

あくまでも防犯灯だものですから、例えば大きな市有道路であれば、歩道を照らす、防犯灯の意味の、歩道を照らす程度の基準に基づいたものになりますので、そういう形で判断させていただきます。

それ以上のものにつきますと、防犯灯としての設置ということとは違うものですから、照明灯とは違うものですから……建設経済部のほうで対応していただくということになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。16番。

○16番（横山隆一君） 私が申し上げたのは、防犯灯ではなくて、いわゆる街灯です。それはまあ担当課が違うということなのですが、自治会側からの要望によっては、街灯のほうがいいだろうというような話も当然あるわけですよね。その辺のいわゆるすみ分けというんですかね、何か、こちらはもう防犯灯ですが、その辺の調整というんですか、要望に対する調整というのはどういうふうにしているかということですが。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を……。答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

街路灯に当たるような分につきましては、関連する担当部署のほうへですね、おつなぎするしかないものですから、そちらのほうに、ご要望があったということでおつなぎすることになると思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） いえ、いいです。

○分科会長（西下敦基君） なし。

じゃあ、ほかに関連質疑、こちらについてありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問、東委員からお願いいたします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

事業名とページ数は同じです。

この事業はどの時期に発生したのか。既にLED化した自治会や、今回の予算でLED化できない自治会などに対する配慮を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。東委員からのご質問にお答えします。

最初に、この事業はどの時期に発生したのかについてお答えします。

本事業は、令和5年3月に国より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額の通知があり、市・企画政策課が令和5年4月の交付金区分に基づく新規の事業提案の取りまとめを行ったものでございます。地域支援課では、今回補正要望いたしました事業は、

自治会の防犯灯の電気料金等の軽減に資する事業で、エネルギー価格高騰対策支援につながるものとして事業実施を進めていきたいと考えております。

次に、既にＬＥＤ化した自治会や、今回の予算でＬＥＤ化できない自治体、自治会などに対する配慮は、についてお答えします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため、現時点では、令和５年度限定の事業となります。このため、既にＬＥＤ化防犯灯への付け替えが完了している防犯灯への支援に対応することは、事業の性質上、できない状況であります。６月２日の連合自治会定例役員会の中でも、事業計画について触れた折、付け替えなどについて継続的に支援ができないかの要望を受けておりますので、近隣市町の状況を確認する中で、支援ができないか検討してまいります。

以上、東委員のご質問に回答させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

○２番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） こちら、関連質疑ございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、とりあえずこれ、３つ大きな質問が出ていて、この防犯対策推進費について全体でまた聞きたいことがありましたら質疑を、ある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の事業の質疑に移らせていただきます。

松本委員からお願いいたします。

○１４番（松本正幸君） ２款１項９目の市民協働センター活動推進事業費。

本来的に減額の予算でありますけれども、本来、予算を組む場合には、本来、確定的なものについて予算を組んでいかなければならないと思うんですけれども、その先がね、県の市町村協会ということでありますので、地域のために、コミュニティーの関係の支援を、宝くじの関連とかそういったものでやってくれるところだと思いますのでね、本来的に何で５５万３,０００円の減額があるのかなって、ふと感じたものですから、少し確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。松本委員からのご質問にお答え

します。

地域協働促進事業助成金につきましては、先ほど言いましたように、静岡県市町村振興協会の助成事業でございます。令和５年度当初予算要望時には上限額で要望しまして、市民協働センターの活動推進事業費に充てることで今回お認めいただいております。

市民協働センター活動推進事業費ですが、令和５年度が市民協働センター管理運営委託業務の更新の年度と重なり、４月からの委託事業者を令和５年１月から３月にかけてプロポーザル形式で選定を進めてまいりました。そのため、３月１３日の契約締結後に、市町村振興協会と申請内容について協議を行い、助成対象となる部分を確認した上で、申請を提出いただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。１４番。

○１４番（松本正幸君） 減額の理由というのは、いわゆるその市町村協会、県のほうの、そちらの考え方というのはどういうことで減額されたのか。いわゆる、自分の持ち金というか、そこら辺の関係が、宝くじが売れないもんでね、いわゆるそちらへ回すような形が少なくなっているのか。原資ですね、要するに。その関係を少し教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

当初予算を要望するに当たって、まだプロポーザルを行ってないものですから、その業者との明確——金額とかですね、そういうような内容は詰めてないという状況です。でありまして、市町村振興協会のこの事業、上限額３００万で３年間という規則ですから、まずは３００万で要望させていただいてまして、プロポーザルは１月から３月にかけて行いまして、３月１３日に契約締結しています。その後、選定業者と交渉を行いまして、価格の確定をしまして申請を行っているものですから、５５万３,０００円の減額となっております。

これにつきましては、対象する事業がですね、この事業、過去にも３年半間使っているのがありまして、継続して使うことはできないものですから、新規として使う部分について、市町村協会と確認し合って申請しておりますので、５５万３,０００円の減額となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。最初に上限で申請をしたけど、プロポーザル、金額が決定して、その金額の差異が出たということでよろしいですね。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長です。

すみません、ご説明申し上げますと、当然300万で予算要求を、予算を編成する段階では300万円と見込ませていただいております。今、課長答弁申し上げましたとおり、1月から3月にプロポーザルをやりまして、今、事業者が決定したわけです。結果的には、同じNPO法人が運営をすることになりましたけれども。

令和5年度、6年度、7年度の3か年という委託で委託をしますけれども、今回その3か年で委託をする市民協働センターが行おうとする事業の内容が、プロポーザルで業者が、事業者が決定して初めて、確定をいたします。その確定した内容で市町村振興協会と協議をした結果、55万3,000円の分については、先ほど申し上げたのは平成28年から30年の同じものを頂いているものですから、その分とかぶる部分があるねということで、この55万3,000円については今回の補助対象からは、公金の交付金の対象からは削りますということで市町村振興協会のほうから通知がされてですね、その重なった部分についての、その分が減額をされた。そこの減額される部分が、業者が決定して次年度の事業計画が確定するまでは、まだ、稼働分があるか分からないし、どのぐらいの量になるか、前回の申請とダブって交付の対象外になるかどうかというところはですね、事業者が決定して5年、6年、7年の事業計画が確定するまでは、数字が確定しないものですから、今回、補正予算で財源の組替えをお願いするというものでございます。

すみません、ちょっと、ご理解いただければと。（笑声）

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

このまちづくりに関する関係の事業としては、長くかかっているじゃないですか。そういった関係もありますし、今回も、菊川駅の関係も含めて考えられるということだもんですからね、本当に、予算が、必要であれば取っていただいて、しっかりと、本来的なにぎわいづくりの事業として満足できるような形にしていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連の質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、なければ、この件についての質疑を終了します。

ほかに今、総務部についての全体で何か質疑があれば、お願いします。

○１７番（山下　修君）　ちょっといい。

○分科会長（西下敦基君）　１７番。

○１７番（山下　修君）　前に戻っちゃって申し訳ないですけど。

○分科会長（西下敦基君）　どうぞ。

○１７番（山下　修君）　ＬＥＤなんですけれども、これが、市内全域に公平に、電気料が安くなるわけですね。自治会の負担が。

基本的に、満遍なく、例えば１０地区あったら、２０個ずつとかね、各地区に２０個分け合っているのか。ある程度、どこもやりたいんです。お金かからないですもんね、これ付け替えに対して。ねえ、無料なんですもん。それで、負担金が、電気料が減るわけです。みんなやりたいと思います。その辺はどういうふうに公平感を保つかという、何かちょっと考えがあるのかないのか。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君）　地域支援課長でございます。

この付け替えの関係ですけれども、地域支援課にも度々、問合せがありますので、量は大きくなるかなと思っております。１２９自治会、まあ全部が全部じゃないと思うんですけれども、２００基ということで、どこかに偏ることなくですね、まあ１自治会１基か２基ということになっちゃうと思うんですけれども、そういう配慮はしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。あの……

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　１点質問があるんですが、すみません、これ全部無料でやっていただくんですか。ある程度の補助があるとか、そこら辺の立てつけについて伺います。

石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君）　今回の件につきましては、市のほうで蛍光灯防犯灯を外して新しいＬＥＤ灯に付け替えの工事まで、市の負担で出させていただきます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君）　全体を通してまた、質疑があればお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ないですね。

じゃあ、以上で総務部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ一回、5分ぐらい、じゃあ休憩ということで。45分ぐらいから開始させていただきます。

閉会 午前10時40分

再開 午前10時45分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて審議を再開します。

次に、建設経済部の審査を行います。中川建設経済部長、所管する課名等を述べてください。中川建設経済部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部長です。今回、補正予算を上げているのは、都市計画課、商工観光課、農林課、茶業振興課の4課となります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに、事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知の準備に挙手の上、質疑を行ってください。まず最初に東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

6款1項3目担い手確保育成推進費、9ページです。交付が減額された理由と、どの支出部分が一般財源化されるのか。地域計画作成推進対策事業の成果と、それを継続する必要性を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。東委員のご質問にお答えします。

最初に、交付が減額された理由と、どの支出部分が一般財源化されるのかについてですが、国や県からは明確な減額理由は示されておりませんが、令和7年3月末までに地域計画の策定が義務づけられたことにより全国的に申請が多く、国の予算配分により減額になったと認識をしております。このため委託料296万6,000円のうち201万9,000円を一般財源とさせてい

ただいております。

次に、地域計画策定推進対策事業の成果と継続する必要性についてですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末までに将来の地域農業や農地の在り方、担い手の農地利用の将来像などを反映した目標地図を含む地域計画を策定することが義務づけられました。策定にあたり現状の農地や耕作者の状況を反映した現状地図を作成し、農業者や農業委員会、JAなど、関係者による話し合いを行い将来、誰がどの農地を耕作するかなど、農地利用の将来像を明確化した目標地図を作成します。

今回の事業ではアンケート調査や先ほど申し上げました現状地図、それから目標地図の作成をする業務委託を実施するものであり、継続をするものではございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から。

将来、目標地図ということを作成するということで、今、ちょっと報告会とかで農転じゃないんですけど、青地を白地にしていきたいとかハ抜けなところがあるとか、そういったことというのは考慮されているのかどうか、ちょっとお伺いします。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

青地を白地にするというのはなかなかこの決定にある位置づけというのは難しいところがございますので、まず現状の農地で、どこの農地をしっかりと農地として利用していくか、要は耕作をしっかりとさせていくか。場合によっては農地としての耕作がちょっと難しい場合には保全管理という形で荒らさないようにするとか、そういったことを考えながら検討していくものと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかに関連質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

6款1項3目農業経営基本強化推進費についてお伺いいたします。タブレットで説明資料12ページになります。

省エネ農業用設備導入促進事業費補助金で、省エネ効果の高い農業用設備とは具体的にどのようなもので、対象となる経費は、また30万円の補助上限と30経営体の計上根拠、当初予算ではなく補正予算で上げた理由をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

最初に、省エネ効果の高い農業用設備とは具体的にどのようなもので、対象となる経費はについてですが、施設園芸における断熱・射熱効果のあるカーテンや草刈り機、動力噴霧機などを想定しており、このような機械や設備等の本体及び設置に係る経費を対象としています。

次に、30万円の補助上限と30経営体の計上根拠についてですが、まず補助上限の根拠につきましては、静岡県が実施している持続的農業経営支援事業の対象と重ならないよう、この事業の下限事業費である100万円の30%としております。なお、静岡県の中小企業等省エネ設備導入促進事業の下限事業費60万円と重なる部分がございますが、機械や設備の種類、県への申請の有無を確認するなど、二重補助とならないよう対応していきます。

次に、30経営体の根拠につきましては、市内に住所または主たる事業所の所在地を有する認定農業者156経営体のうち全ての経営体が設備更新するとは考えにくいため支出園芸24経営体の50%、その他132経営体の15%程度と想定し、合わせて30経営体としております。

次に、当初予算ではなく補正予算で挙げた理由としましては、コロナ禍や世界情勢の影響により資材やエネルギー価格の高騰が続いており、農業者への影響を懸念していたところ電力・ガス・食料品等、価格高騰重点支援として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることになったため、補正で計上をさせていただきました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。こちらについて関連の質疑がある方は挙手にてお願いします。

1点、自分のほうから。こちらの省エネ農業用設備導入促進事業補助金ということで、ほかの県の事業にプラスするような感じとか重ならないような感じとか、ちょっと前の説明があったんですけど、そのほかのものはもう少し分かりやすく説明いただければと思うんですけど。

答弁を求めます。笠松参事兼商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事でございます。

今、農林課長が申し上げた県の補助金と申しますのは、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業というものでございまして、後ほど私どものほうでエネルギー高等対策支援事業のほうの土台となっている県の補助金でございまして、こちらは中小企業を対象に省エネ設備に対して通常額であれば3分の1補助、もう少しCO2削減量が10トンを超えるような大きなものであれば3分の2というような、省エネ設備に対して出る補助金がございますので、今の農林課長の申し上げた制度と対象設備がかぶってくるものですから、一応そちらのほうの確認をさせていただいているというようなところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございません。関連質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

そしたら3番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。茶業振興費の中なんですけれども、茶業協会の負担金の増額であります。当初予算のほうは1,081万8,000円、確かそういうことで当初予算が負担金として付いているかと思うんですけれども、今回の153万4,000円の負担金のいわゆる算出根拠、また品質基準等のチェックするいわゆる体制、それから十分生産工程管理、こうしたものの必要性がいろいろ言われておりますので、当然管理体制を充実していかなければならないというのは当たり前のことだと思うんですけれども、こういった体制を本当にどのように考えているのか、その辺をお伺いすることと、あと茶業協会の負担金は関係団体ごとに恐らく集めているんじゃないかなと思うんですよね。そういった面で、どういった内容が定められているのかと、あと今回の事業分の全体事業費がどれぐらいになるのかということでお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

それでは、まず今回の補正額の算出根拠からお答えさせていただきます。

内訳としましては、まずパンフレットですけれども、税込みで33万円、生産者、茶商、小売店、こういった方々が使う、使用する。続きましてポスター、税込みで8万3,600円、こちらにつきましても生産者、茶商、小売店の使用とする。続きましてチラシ、こちらが税込みで20万4,600円、こちらも生産者、茶商、小売店の方々が使用するのでございます。今、申し上げた3つにつきましては、従来、今までもPRを行ってきたそのツールということになります。

今回、新しくと言いますか、今までにないPR広告としまして、茶業協会のほうでインスタグラムを上げておりますが、インスタグラムの広告を打つ予算として税込みで57万2,000円、もう一つがここのインスタグラムを使用したものですが、キャンペーン企画をGI登録ということでキャンペーン企画を打つということで、税込みで34万3,200円の予算を計量させていただいております。

以上となります。

続きまして、品質管理の部分でございますが、このGIにつきましては登録後、今ご質問にある管理という部分がやはり徹底をされます。国から様式が6つ定められております。まず茶園管理記録簿というものです、まず生産の茶葉の部分です、茶園管理記録簿。あとは茶葉受入れチェックリスト、こちらが生葉を受け入れるところ、あとは生茶記録帳、生茶記録ノートとかこういったものがございます。あとは粗茶加工記録簿、その次が仕上げ加工記録簿、最後に今回の登録者が茶業協会となっておりますので、そういったもろもろを検査というかして、取りまとめる記録簿というものがございます。

さらには茶業協会につきましては、登録された内容でありますとか品質が維持されているかの現地調査をすることになっております。そうした情報も合わせて、現場と合わせて確認をするということになっております。

さらに、農林水産省、こちらの現地調査につきましても基本的には1年に1度、受検があるよということでお聞きをしております。ただ、今、先ほどいくつかいろんな調査様式をご説明しましたけれども、この様式については国が基本的なものは定めておりますけれども、今現在、既にどの工場でもこういったものをつけておりますので、そちらで誰々が聞くということは確認をしておりますので、今の現場に大きな影響というか、生産者に負担になるようなことはないような今回の仕組みというか、国との調整はしてあるところでございます。

続きますと、例えば模倣品なんかがこの先、出た場合には、そういった情報で、どこの部分で不適合があったかということで追跡調査がかけられる態勢になっておりますので、そういった部分で管理がされております。

続きまして、茶業協会負担金でございますけれども、おっしゃるとおり今現在8つの団体より負担金をいただいております。お茶の団体もでございますけれども、申し上げますと、負担金納入機関ですけれども、JA遠州夢咲、菊川茶、菊川茶業委員会、茶農協協議会部会と育成部会、加工部会、あとは菊川茶商組合、菊川商工会、菊川工業会、そういった皆さまから負担金をいただいております。基本的には均等割でありますとか分野率、あとは圃場の面

積、そういったものでそれぞれ算出をされております。

続きまして、今回のこの補正が事業費の部分のどこになるか、全体事業費は幾らなのかというご質問でございますが、今回の補正が該当しますと、これは茶業協会予算の中の広告宣伝費のうち地理的表示保護制度関連予算の補正前の予算額が総額200万円という部分に該当いたします。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。説明ありがとうございます。

登録の団体というんですか、茶業協会ということで言われていたんですけれども、考えていくと生産者の団体というものが本来的には必要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、個人的に入られている方というのものもあるんですかね、茶業協会のほうで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

茶業協会というのは、それこそ生産、お茶のほうもいろんな部会があるわけなんですけれども、その部会の委員長でありますとか、そういった方々が茶業協会の委員となっておりますので、各それぞれの委員会、JAであり手もみ保存会であり、いろんな部会があるわけなんですけれども、そこには生産者がもう全員というか入っておりますので、そういう捉え方をさせていただければ茶業協会というものは生産者も全て入って、当然、私ども関係者も、JAさんも茶商さんということ、生産から販売まで全て一貫した方々が集って、その長が集って構成されているという格好になっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） それで、このGIの関係でいろいろこれから開発やったり、いろいろするかと思うんですよね。あの説明は、一般質問での説明もありましたけれども、そういった中で、本来的に共同事業による受ける利益というのが発生するケースがある可能性もあるわけですよね。そういった場合の対処というものはどのように、今の時点で考えられるか、られないか分かんなんですけれども、そういったことがもし起こった場合、どういうふうにするのか、そこで説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

これからG Iを活用して、うちの株式会社が軌道に乗って、有名になって、ぜひ使いたいとかそういった場合に使用料みたいなのが入るかちょっと分かりませんが、今現在、国のいろいろな資料を見ましても、確かにG Iに登録された商品、製品と飲料メーカーの、たとえば缶チューハイとか、そういったことで取り組まれた事例は既にあります。そういった、特に、契約上、どうなっているかとか、やはりそういうところは見えてきませんので、今のご質問にあったようなことは考えられる、想定ができるかとは思いますが、今現在、それをどのように対応するとか、そういったところまではまだ、実際、国のほうにも相談をしたことないですし、今後の検討課題かなとは思っております。申し訳ございません、以上でございます。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑がある方は挙手にてお願いします。もう1つ一応質問がありますけど、それに関わらないようにお願いします。

〔「関わらないので」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） もう1つ、坪井委員が、質問が同じところにあるので。もうこの質問に関わるところで再質疑をお願いします。関連するもので。

〔「関わらないと思うんですが」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 6番、須藤です。今のインスタ広告及びPR発信業務で、トータルで多分91万5,200円、インスタキャンペーンに充当されるかと思うんですけども、この詳細、お伺いしたいと思います。インスタ広告出されるのは動画広告なのか、以前、提案させていただいたレシピ投稿なのか。またはインフルエンサーに委託する形での広告宣伝を考えていらっしゃるのか。あとはキャンペーン企画ということなんですけれども、フォロー&コメントでお茶が当たるみたいなのをよく展開されている方が多いと思うんですけども、どういった形で考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

インスタグラムの広告とキャンペーンということでInstagramを使用したものを2本立てでございます。

まず広告でございますが、Instagramにつきましては視聴媒体別に調査されているわけなんですけれども、広告について、広告を作った、Instagramの投稿を見て、その後、検

索した後に購入とか予約とか、インスタグラムを見られている方についてはその後アクションを起こす割合というのが、ほかの媒体よりも非常に高いと言われています。インスタ広告を見ていらっしゃる方については、今、うちが狙っていることで言いますと、購入とかお問合せとか、そういった行動に移ることが高いということで調査がされておりますので、どんな広告を実際に打つというのは、今、詳細、検討をしているところでございます。動画にするのか、先ほどご質問あったように、どんなパターンが一番インスタグラムにやられているか、刺さっていくのかというところを少し確認を取りながら、今後、なるべく早い段階に広告を打ちたいなということでございます。

あともう一つ、キャンペーンのほうにつきましては、まさにおっしゃるとおりでございます。市の茶業協会のインスタグラム公式アカウントをフォローしていただいて、キャンペーン投稿にいいねをしていただいた方、そういった方を対象に、うちの茶業協会を利用してありますいろんなグッズ、そういったものをプレゼントさせていただいたり、その中でもやはりフォロワー数が多い方につきましては、少しこちらの今計画の段階ですけれども、市のほうにぜひいらしていただいて、うちの茶の文化でありますとか、そういったところをご紹介させていただきながらお茶を飲んでいただく。そういった、ちょっとしたツアーのようなものも特典の中に組み込んでいこうということで今、計画をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。その他質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、ちょっと自分のほうから後半のところで、茶業協会負担金のことで、不正内容のところ、18節で名目として茶業協会負担金で153万4,000円ってあって、負担金というのはこちらで取ると今8団体があって、そちらの負担金が上げたりとか影響があるのかということもちょっとほかの委員から質疑もあったので、その点について説明があればお願いします。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業協会負担金、先ほど答弁申し上げましたその市の部分の補正をさせていただくことになっております。補正の内容が今後、例えば来年度とかに影響していくのかというお話であれば、茶業協会負担金というのが3年に一度見直しをされております。令和3年、4年、5年、こちらが茶業協会の中の役員会で承認をされた3年間ということで、令和6年度が見直しということになっております。といったところで、今G I

をこれから出していくということで、菊川市だけが負担金は上がるとかではなくて、やはり先ほど申し上げた8団体がいただいておりますので、全体としてG Iを出していくために予算が上がっていく。何%増と、そういったお話はあろうかと思いますが、市だけとか、そういったことは今現在は考えてはおりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ありがとうございました。

そしたら次の説明に移ります。坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番、坪井です。観光部、来られて事業費も同じでございます。G I周知、P Rの具体的な方法と含まれる効果について、これまでとの違いも含めて伺います。

それから想定されるP R用品の発行部数と配布先は。それからG I登録の経済効果をどのように考えていくかということでよろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まずG I周知、P Rの具体的な方法でございますが、少し申し訳ございません、先ほどのお答えとかぶってしまうかもしれませんが、パンフレット、ポスター、チラシについては店頭や茶商様、販売作業に提示することになります。茶商様は市外の茶商様に宣伝P Rという格好になります。こちらが今までと従来のやり方、P Rの方法等を行っております。

これまでと違う部分につきましては、Instagramの広告やキャンペーンです。フォロワーの多い方、または御茶屋、静岡とか、菊川とか関心度が高い方、Instagramはこういったデータを把握できるものですから、そういった方々にスポットで広告やキャンペーンを打っていくというところが今までとは違う新しい取組でございます。

P R用品の発行部数でございますけれども、こちらにつきましては申し訳ございません、先ほどと重複するかもしれません。パンフレットにつきましては、パンフレット5万部を予定しております。ポスターにつきましては200部、チラシについては3万部ということでございます。

この茶屋協会のこういった増刷というか製作というのは、関係者様からご要望いただきます、何々が欲しいとか、こういうのが欲しい、こういうのがあるよとか、そういったことで現場の声をなるべく重視をしておりますので、今申し上げた部数というんですか、そちらにつきましてはあくまで予定というか、これぐらいはと見込むということだと思います。

続きまして、効果であったり経済効果というところでございますが、こちらもしし訳

ございません、一般質問答弁と重複するところございますが、やはり比較的效果が高いとされた既にG I 導入された産地へのアンケート結果、やはりこちらを私どもも参考にしておりますが、やはりマスコミの露出が7割以上、大変効果があったということの回答でありました。同じく続きますのが生産者、現場の気運が上がってきたということ、あとは認知度が上がったという効果、あとは新たな顧客の獲得、あとは生産者の気運が上がったことで、やはり品質が保たれた、上がったということも効果として上がっております。

経済的な効果につきましては少し、申し訳ございません、まだ把握というか、それぞれいろんなパターンがございまして、統計を取るとかそういったところまではできておりませんが、これからやはり経済的な効果というのは生産者にとって一番関心のところかと思いますので、事例、農水省なんかと数字いただく中で取りまとめを行って、効果を図っていききたいなということで考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。インスタ等でのPRということはですけど、デーブ大久保さんも過去にやってますよね。あれも一瞬、盛り上がったんですけど、その後どうなのでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長です。少し、すみません、資料探すお時間だけいただければちょっとありがたいです。手元にはございますので。

○分科会長（西下敦基君） じゃあこれは後、また関連で今、質疑を受けれるものがあれば。

〔「関連でいいんですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連で、すぐ答えられるものは答えていただいて。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 先に、では、ちょっと待ってください。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長です。申し訳ございませんでした。

Instagramにつきましては、数字を取り始めたのが令和2年から取り始めております。直近で令和5年の5月まで取ってございますが、取り始めた当初がフォロワー数110という数値でございました。年々ずっと下がることなく上がり続けておりまして、今現在、直近で814のフォロワーを頂いております。

こういった効果というところの根拠になるかはちょっと分かりませんが、フォロワー数だ

けで申し上げますと、それぐらいの伸びが過去からあったということになります。

以上でございます。

○7番（西下敦基君） すみません、確認ですけど、最初は100人はいつだったのか。

○茶業振興課長（増田健人君） 令和2年6月になります。

○7番（西下敦基君） このフォロワーというのは、茶業協会のフォロワーということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長です。おっしゃるとおり、茶業協会のInstagramのフォロワーとなります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、誰か関連質疑とかある方は挙手にてお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、G I登録されて、非常に名誉な、というか、よかったと思うんですが。これをうまく活用していくというのか、利活用していくのが重要だと思うんですが。

ここにパンフレットであるとか、チラシとかなっていますが。この内容というのは既に決まっているんですか。チラシの内容ですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。この補正いただく前にも、やはり茶業協会の予算の中では、広告宣伝費を打つ予算を役員会の中でお認めをいただいておりますので、既にG Iも登録しましたということのPRについては、チラシなんかでさせていただきます。ありがとうございます。

今後、今度これを、今まさしくご質問あったように、これをどう生かしていくかの部分が、やはりチラシ何かを作る過程に今後は移行していくということになりますので。今現在作らせていただいているのが、まず、菊川市がG I登録取ったよということを周知するため、今度は深蒸し菊川茶、こういう魅力があるんだ、こういうものであるのかという、今度はコラが先に刺さるような、もしくは企業様から関心を頂けるような内容、構成にして、今回の仕掛けに近づけるというためのチラシということで考えております。内容、構成、事細かくというわけではございませんが、中身とすると、こういった意味合いのもので今後出していくことになると思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番。この内容については、協会内で検討して内容を詰めていくということでしょうかね。

それで、先ほどちらと出た、やっぱり深蒸し茶そのものは菊川としての一つのアピールするグッズというんですか、あれして今までやってきたわけで、さらにこれがG I登録をされたということで、これをきっかけにいい形で拡販につながるようなものになっていけばいいと思うんですが。

そうした中で、ちらっとさっき話に出た、例えばG I登録をされることによるひとつグッズであるとか、あるいは今言うチューハイの話が出たりもしていましたけども。私も若干お酒を飲むものですから、缶チューハイとか好きなんですけど。

それといい形でのG Iのコラボというか、この間、一般質問出ていましたけども、こういったものを茶業協会として募集をしたり、利活用の仕方を、そういったような検討というのは茶業協会内だけで進めていくものなんでしょうかね。

やはり、市民周知も含めて、茶商とか関係者だけではなくて、そういった広範な活動が必要だと思うんですが、その進め方についてちょっと。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。ありがとうございます。今現在、今後どうしてやっていくか、どういった戦略で進めていくかというものについては、当然、茶業協会と茶業振興課内でも検討しておりますし、茶業協会の中でも話しているわけなんですけども。

今現在は農林水産省、こちらがやはり多くの事例パターンをお持ちです。こちらがこうしたいとかという場合は、少し具体には聞き取られますけども、じゃあこういったパターンとか、こういったところとか、そういったところまでのご助言を頂けるものですから、今現在は、全国の成功事例のようなものをいろいろ見ながら、うちのほうでどんなパターンが最も適しているのかとか、うまくいくのか、そういったところは、今、中で検討はしております。

今後、これがどういう広がりを見せていくかは分かりませんが、当然、内需、この地域、菊川市民皆さんにぜひ応援していただきたいというところがございますので、市民参加型の出し方というんですか、今後はぜひそうあるべきかなと実は思うところもあるものから、それこそ、他市、他産品事例なんかも含めて検討を考えていきたいなと思っております。

す。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

すみません、ちょっと1点、自分、関連で質疑させていただきます。それこそG Iは取られたけど、ただ、今までお茶の販売という農林水産大臣賞とかの賞をもらったりとか、あと天皇杯とか、あといろんな受賞したよいろんな茶商さんがやって、うちのお茶はいいですよと言うと、どこも取っているんじゃないかみたいな。あと何か、あれただ金賞だとかって、そういったのはすごくあるんですけど、それとこのG Iをどう比べていくかとか、そこら辺の何か考えがあればお伺いします。

増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。おっしゃるところは私どもも、どうそれぞれ色分けと違いを出していけるかというところがあります。

今、農林水産省のほうに直接申し上げているところが、このG Iというものの認知度、まさしく今分科会長おっしゃったように、じゃあ、ほかの賞と比べてどうなんだというところが、やはり見えにくい。今、菊川市も取らせていただいてこれからPRしていくのに、そこが一つネックになっていると。もう少し分かりやすくG Iの認知度を国として上げていただいて、その価値が国民・市民の方に分かる、分かりやすく、比較ですよ、何より比較して何と同じぐらいか、何よりすごいかを、もう少し分かりやすく、このG Iを認知をしていただきたいということを先日直接申し上げました。

そういったところを、農水省でも今それを一番の課題認識をされておまして、やはり全国にこれだけ企画が集まってきた中で、もう少しG Iというものはこういうものだよ、これぐらい価値があるものなんだよというものを、農水省としてもやっていく必要があるというのは認識しているということでおっしゃったので。先ほどのこれからの私どものPRの仕方も、それによつては変わってくるというところもあるかと思いますが、そのあたりは農水省の情報を注視しながら、今後進めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。関連についてはもうよろしい……。17番。（笑声）

〔「はあ、次に行くよ」と呼ぶ者あり〕

○17番（山下 修君） 教えてください。3月末にG Iがされた、それで新茶を終えたと

いう形の中で、何か茶業協会のほうに、いろいろ茶商さんとか販売店とか、いろいろな形の中でいろんな問合せが既にあって、ちょっと変わったぞというような反応があったかどうか、そういう手応えみたいなのがあるならちょっと教えていただければ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。こちらもし一般質問のご答弁と重複する部分あるかもしれません。

私どもの既に見えてきた効果であるとか、変化ということでございますと、茶業振興課のホームページが4月の段階で前年同月比で1.6倍、茶業協会のホームページが5月の時点で過去最高の閲覧数。

そのほかにつきましては、市外の茶商の皆さまで菊川茶を取り扱っている茶商の皆さまから、それぞれの会社のほうで独自に深蒸し菊川茶をPRしていきたいというようなご相談、もしくは、こういったチラシを作ったんだけど間違いないよねというご確認を頂いたりしております。

あとは、今現在もう既に開催中でございますけども、都内のイトーヨーカドーにつきましては、深蒸し菊川茶、普通のパターンですと土日の物販というんですかね、イベント参加がそういった場合は基本なんですけども、6日間通してぜひ出していただきたいとか、そういったありがたいお言葉、ご依頼も頂いている。実感するところではそういった事例となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございませんね。

○17番（山下 修君） はい。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、時間もありますので、次の質問に移らせていただきます。

5番目の質問、東委員からお願いいたします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。7款1項2目エネルギー高騰対策支援事業費、12ページです。交付対象となる省エネ設備とは具体的にどのようなものか。また、省エネ設備や再エネ設備の更新も対象となるか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事兼商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

まず、交付対象となる省エネ設備についてでございますが、今回の助成制度は、先ほど申

しました、県が一般社団法人静岡県環境資源協会を通じて補助する、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業の助成制度に上乗せ補助をしていくことを想定しておりますことから、交付対象となる省エネ設備というのは、この県の事業と同じ設備としております。

具体的には、申請者が所有する工場などに設置する空調設備や給湯設備、照明設備、換気設備、冷凍冷蔵設備や産業用のボイラー、業務用の厨房機器などというものがございまして、省エネ化によってエネルギーコストの削減効果がある設備というのが対象となっております。

次に、省エネ設備とか再エネ設備の更新というのが対象かということのご質問でございますが、既存の設備を省エネ設備に更新するために必要な経費を対象としております。

再エネ設備については今回は対象としていないんですけども、これは今回の支援事業というのが、エネルギー価格の高騰に伴って中小企業の経営負担軽減につながることを期待した事業としておりますので、太陽光とか風力・水力とか、自然エネルギーの活用に向けた再エネ設備の導入促進というよりは、むしろエネルギーの省力化によって事業者の経済的負担軽減に直結する、こういった設備の導入促進に対して助成を図るというものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） こちらについて、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の同じところの質問を私からさせていただきます。

同じところで、質問事項が、県では5月1日から公募しているが、菊川市企業の状況について伺います。また、想定では合計が4件であり、上乗せをする意義についても伺います。

答弁を求めます。笹松参事。

○参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

まず、菊川市の企業の状況でございますが、一般社団法人静岡県環境資源協会に確認いたしましたところ、5月から補助申請書類の作成相談、作成方法とかの相談と合わせて対応しているということで、補助事業の予算の想定件数内ではあるんですけども、かなりの数の事業者からの問合せとか相談が入っているということで、正確な受理数というのはまだ取りまとめきれていないというのが現状でございました。

次に、県補助金の上乗せする意義でございますが、今回の県の補助制度というのは、通常枠で対象事業費が60万円から600万円ということで、中小企業にとっては比較的大きな設備へ

の投資となる中で、補助率が3分の1となっていますことから、県の補助金に上乗せすることで、負担を軽減して導入に踏み切れるように支援することが必要と考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は自分のほうはございません。関連質疑のある方は挙手にてお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今の答弁の中で、かなりの数の相談が来ているということでお話があったかと思うんですけども、正確な受理数はまとめきれていないということではあるんですが、相談件数、大体どのぐらいとかお分かりでしたら。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。県の補助の枠ですと、通常枠だと120件ぐらいが対応できるような予算枠で、それに合わせて、我々市のほうの補助の件数というのは想定しているんですけども、この120件に対して100件は来っていない感じです。100件弱ぐらい。（笑声）

○6番（須藤有紀君） 分かりました。（笑声）

○参事兼商工観光課長（笹松光普君） 正確な数字は、正確に言うと、本当は言わないでねというふうに（笑声）言われているというのが本当のところなんですけど、100件弱ぐらいというぐらいの規模が大体来ているというところでございます。

以上です。

○ 番（ 君） すみません。関連で、菊川市の企業はその中にどれぐらい含まれているかお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 笹松参事。

○参事兼商工観光課長（笹松光普君） 企業の規模でいきますと、全県に対して大体1%から2%ぐらいの数が菊川市の数なんですけど、ちょうどそれと同じぐらいの割合が来ているということなので、大体この予算と同じぐらいの範疇の件数なので、ちょっと本当の数字は聞いているんですけど、申し上げづらいというのが（笑声）本当のところなんですけど。まあ、ぐらいです。（笑声）

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問を横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。8款4項6目都市公園整備事業費、説明資料15

ページ、都市計画課の関係。180万、今回のコロナでもらえたということで、財源組替えを行う理由は。また、組み替えた財源180万はどのように活用するかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。横山委員の都市公園整備事業費のご質問にお答えします。

財源組替えを行う理由ですが、新型コロナウイルス感染対策対応地方創生臨時交付金は、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を実施するために交付されるもので、この趣旨を踏まえ、今回の補正予算では、今後も続くと予想されるエネルギー価格高騰への省エネ転換に対する対策を行うものであります。

また、組み替えた財源180万円はどのように活用されるかについてですが、都市公園4公園における7灯の照明灯をLEDに交換する工事を行うものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。結局、一般財源が180万円減るわけじゃないですか。その部分をどうのように活用するのということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 当初は一般財源でLEDの交換事業を行う予定だったのが、たまたまコロナの感染の交付金対象になったということで、一財を減らして交付金で対応するというところでございますので、何かほかにまた使うということはございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、建設経済部全体で何かまだもう一つぐらいとか、聞きたいことがあれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ないですね。

○16番（横山隆一君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。先ほども財源組替えの話が、出たんですけど。180万円ですね、その場で言えばよかったんですが。ほかに使わないということですが、予算のほうで、流用においては、同じ款項の中であればできるわけで、都市計の中で、これがうまく使えるものがあるのではないかなというような気がするということと、この180万円を先にどこへ落とすかという話をしたら、財調へ戻すという話をしたんですけどね。

この活用について、部内、要するに都市計だけでなく、ほかのところでも流用は可能だと思うんですが、そういった話というのはしなかったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。国のほうからの交付金ということで、企画政策課のほうに一括で、これだけの菊川市への交付金が来ますと、その対象事業で新たにやる場合と、今組替えの場合と2種類があると思うんですが、今回は我々のほうは組替えということをしていただきました。

それこそ本来でいくと、ここの事業費というのは、今220万ほど計上してあるわけなんですけど、例年440万ほどもらっていたんです。これユニバーサル補助金をもらってLEDの転換をさせていただいたものですから、もともと予定していた財源が減らされちゃっていたものですから、その分を補填するような形になりますので、例年どおりの組替えというか、財源割合になろうかと思いますので、今回はその分で処理をさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連もなしでよろしいですか。

○17番（山下 修君） 一ついい。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 5番目の質問のエネルギー高騰対策、これ例えば工場が照明が通常のものをLEDに換えるとします。今日LEDという話がいっぱい出てくるんですけども、それは対象になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○参事兼商工観光課長（笹松光普君） 結果的には対象となります。ただ補助事業の中で、前回からCO₂の排出量を5%以内にとすると、削減できるというような枠が、ルールがあるので、そこをクリアすれば大丈夫かなと。

○17番（山下 修君） そこをクリアすれば。

○参事兼商工観光課長（笹松光普君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、またその他の質疑があれば挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で建設経済部の審査を終了いたします。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

閉会 午前11時38分

開会 午前11時40分

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから、議会基本条例11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規程に基づき、委員間の自由討議を行います。

今回、補正ですので、今日話した中から1個、2個、またこれが熱かったような話を取り上げて発言していただければと思います。

ご意見のある委員の方は、挙手の上、発言をお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、本日、本会議場で織部議員のほうから繰越明許が多いよって話が出て、繰越明許というのは基本的には、今言う繰越明許、それともう一つが事故繰越しというのが、2種類あるんです。答弁の中で23の繰越明許のうち、1年という1回しかできないという規程が財政法で決められているもんだから、それが2年にわたる場合においては事故繰越しになるということを言ったんですね。

しかし、事故繰越しの定義というのは、要するに避け難い事由、想定されないような事由、事由というか事故があったときに適用になるという解釈、通常は、なんですかね。そういう定義からすると、ちょっとその辺が曖昧かなというのをすごい感じたんですけどね。

それと、この財政法というのは、行政事務を進めるに当たっては、これが一番の言うならば基軸になるわけで、そうした中でその予算の繰越しですね、余剰金というのは通常の繰越しが認められているということもあるし、そういったようなお金を継続費として扱うとか、

いろんな手法があるわけですけど、その辺がちょっと明確でないなというのをすごい私は感じたんですけどね。

○分科会長（西下敦基君） 言ってよろしいですか。すみません。

○16番（横山隆一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 7番 西下。

すみません、議案第48号の中で自由討議をしていただいて、そっちの繰越しのやつは別の議案になってきますので、話すんだったら、さっきの組替えの話とか、そちらからあと茶業の話とか、そういったことで自由討議をしていただければと思います。

今、補正に対しての自由討議になりますので、いいご意見だと思いますが、内部でやっていただければと思います。

ご意見のある方は、挙手にて発言をお願いします。

今日、何か話が結構これからまた重要な話になってくるとは思いますけど、皆さんどうでしょうか。

〔「G I の」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） G I の関係から。

ほかでも、さっき財源組替えの話もありましたし、あと防犯対策推進費でLEDのことも今回結構質問が出て、討議になったと思いますので、その中のどれかでご意見をいただければと思います。

〔「何でも、何でも言ってください」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） やっぱ、コロナがちょっと一段落しそうな雰囲気の中で、物価だけがどんどん原材料費とかエネルギーの価格も上がったと。

それで、具体的にそれに対応して何かできることはというと、多分、このエネルギーの高騰化対策支援事業というので、一番市でも取り組んでいるのがLED化ということだと思うんですけど。確かに、これ、電気料も下がりますし、二酸化炭素の排出量とかそういったものにも提言できると。

それから、自治会の負担も減る、市の負担も減るというような、まあ、取り付けが終わればということですので、ぜひ、積極的にやってもらいたいなと。

ただ、まんべんなく、どの程度までその対応ができるのかというのを問題として、積極的に進めるべき分野じゃないかなと、そんなことを思っています。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

ほかにこの件に対して、ご意見がある方は挙手にて発言をお願いします。

では、7番 西下です。

関連して、1基当たり3,000円の経費が下がるということで、200基で60万年間ということで、ただ金額も安くなって自治会の負担も少なくなること、プラス、やっぱりゼロカーボンシティを一応宣言をされて、これによって、またCO2の削減量も市としてカウントとかできれば、そういったことの取組の面としても、こういったことは進めていただきたいと思いました。

ただ、まだ1,000基ぐらいあるようなことで、まだ取りまとめもちょっとできてないということですので、5年計画か何かで特別予算を組んでLEDにどんどん進めていくようなことを、議会としても考えていったほうがいいんじゃないかと私は思いました。

以上です。

○16番（横山隆一君） 今の。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、自治会における、防犯灯というのは自治会で維持管理というは、付ければ、していかなきゃいけないわけですが、自治会の負担をできるだけ小さくするというのは、これは必要なことだと思うんですが、そういった防犯灯一つ取っても、その年度の役員さんはそうした管理、維持管理もやらないといけないということで大変なわけですが、LED化することによって電気料金もそうですが、寿命そのものもかなり普通の蛍光管に比べれば長いということで、これは今言う事業は早急に進めていく必要があるなというふうに私は思いました。

以上です。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、取りあえず、今、防犯対策推進費ということで話が出ますので、これについて、ほかにご意見ある方あれば、お願いいたします。14番。

○14番（松本正幸君） 以前からこの関係については、道路の照明ですよね、道路照明、それから防犯灯、それから防犯灯と同じような形になるんだけども街路灯とか、そういった関係が出てくる話なんですけれども、自治会とすると負担軽減のために何らかの形で取り組むということの中で、やっぱりこういった補助事業を活用、補助事業というよりは、やっていたくためのLED化に進めるための考え方をやっているんですけれども。

ただし、こういうこともあるんじゃないかなって私は思ってます。一遍にどっとやってしまくと、それは経費自体は削減できると思います。管理費、そういったものについてね。今度は恐らくLEDの寿命というのが10年、10年なんですよね。そういったところで、今度は一括で替えたものですから、それが重荷になるということもあるもので、計画的に進める必要が僕はあるんじゃないかと。やっぱり自治会自体も、そういったことで予算的にも恐らく1年の運営費そのものが分かっておりますので、そういったことも考えながら計画的に進める必要があるんじゃないか、自分はそういうふうに思ってます。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

ほかにご意見のある方は、挙手の上、発言をお願いします。3番。

○3番（坪井伸治君） 今の松本委員の関連なんですけど、一斉に交換すると一斉に駄目になってきて一斉に費用がかかるというところで、例のタブレットも実は一緒なんですよね。一斉に交換できない状態が多分来ると思うんですよ。そういうことで、やっぱり器具はどのくらいもつか分かりませんが、照明灯、器具をさび等で交換必要になってくると、本当に一斉にかかる、そのときに自治会が一斉に負担かかるということになりますので、そこら辺加味して、ちょっと時間をかけてやっていくのも手かなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ご意見のある方は、発言を願います。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

G Iのほうは、こちらのほうは必要があれば。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。G Iのところ、インスタ広告という新しい広報手段を取られるということで、非常に個人的にわくわくしているんですけども、この広告内容によっては、まだ未定ということだったんですが、結構インスタの広告を見る方って、おしゃれなものを好む傾向にあるので、ちょっと打ち方によっては効果の薄い、厚い、高いがあるんじゃないかなというのを感じましたので、広告内容は、ぜひ、吟味していただけたらなと感じました。

あと、質問すればよかったんですけど、パンフレット、チラシ、ポスターも、英語表記のものが印刷されるのかなというところがちょっと気になりました。海外向けのPRというところも考えていただければなというところは感じました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 確認して、こちらについてご意見のある方は、挙手にてお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですけれども、時間のほうもあれですけれども、確かに菊川茶がG I（トーク）されたということは、ある意味名誉なことだろうと思うし、これを活用をして、それぞれの農家に還元されていけば一番いいわけですね。

実際には、私もちょっと調べてみたんですが、これを取ったからといって農家の安定経営にすぐつながっていくかという、多くは期待できないと思うんですけれども、菊川茶が長い歴史の中でやられてきて、これを登録をきっかけに、さらに一つのきっかけとして取り組んでいくということが大切だなというふうには思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見ある方。14番。

○14番（松本正幸君） 本当にG I 制度というのは、考えてみると大きなきっかけ、先ほど、今、横山議員が言いましたけれども、きっかけになるんじゃないかなということは、これから海外のお茶の関係と、それから本当に困っている、今、日本国内で消費するお茶の関係、こういったものは少なくなっているんですよね、実質的に。そういったことを考えると、当然、その地域ブランド、また、私的財産ということを基本的を守る制度ということではG I 制度の関係なんですけれども、そういうことだと思うんですけれども。

先ほども、茶業協会のほうの組織の関係を聞いてみたんですけれども、8つということを書いていましたよね。そういうことで、やっぱりその中に生産者が入ってくるような、そういった組織のほうは私はいいんじゃないかなと思って、いわゆるやる気のある農家、形態、こういったものの皆さんが入って、こういったG I の関係を登録に関して、これから支援というか、これから菊川市の茶業経営のビジネスチャンスとして捉えるような方向を、探る一つの組織になることが必要だと思うんです。

実質的には、先ほども言いましたけれども、商品開発とかそういったものの関係がいろんな形で漏れた場合には、いろんなところでお金が回るということも考えられますよね、こういったものは。ですので、いち早く管理体制というか、そういった、これはあくまでも生産管理、生産管理をした体制を充実したものにしていかないといかんじゃないかなと思いますし、ほかのところでは取れないような形になっていますので、そういった形で推進をさせていただきたいなと、そういうふうに考えています。

○分科会長（西下敦基君） もう1回、ご意見のある方は挙手をお願いします。17番。

○17番（山下 修君） さっきイトーヨーカドーさんで、本来なら週に1回ぐらいしか販

売というか展示しないやつを週5日か6日、G I 表示の深蒸し茶ということでやっていただいたというお話があつてですね、その話があつたらやっぱりすぐ茶業協会としては、そこへ飛んで行って、さらにねじを巻くぐらいのことをしないといけないんじゃないかなと。

今朝ほど海外協力隊かどこかでホンジュラスへ行ってた人が、岡山で、これお茶じゃなくてコーヒーだけ。コーヒー豆をあれしてるということで。それで、どこかの農家と、生産者と付き合つて、そんな販売先の状況を確認したいということで、飛行機でというのをやってたんです。というのは、やっぱり生産者と消費者、実際にエンドユーザーの方が直接売れるような、顔と顔を合わせることをやって、つなげていかなくちゃいけないんじゃないのかなとそんなふうに思いますので、ぜひ、対面で色々広げていかないとと思います。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ご意見ありがとうございます。ご意見のある方は、挙手にてお願いします。よろしいですか。

では、これで自由討議は終了させていただいても。

以上で、第48号のうち、総務建設分科会所管に係る項目の審査を終わります。

ただいまの質疑や自由討議を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任お願いします。

以上で、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会で予定しておりました全ての審査は終了いたしました。お疲れさまでした。

最後に、坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副委員長（坪井仲治君） どうも皆さん、お疲れさまでした。

この後、我々まとめにかかってまいります。

それで、今日、午後もございますので、またよろしくお願い申し上げます。

それから、活発な自由討議をありがとうございました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） お疲れさまでした。

〔発言する者あり〕

○議会事務局（瀬々君） この後、午後1時から総務建設委員会を同じ場所でやりますので。ここで陳情の審査しますので、1時からということで。陳情者の山本さんは先にこちらへ入っていただいて、そこで1号から、1、2、4、5、6と5件を……

〔「3がないの」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局（瀬々君） 3は教育福祉のほうで、3は向こうで。

〔「向こうは請願がある」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局（瀬々君） そうです。そういう形になりますので、1時までにまたご参集いただければと思います。一応、分科会ということで、互礼をもって一応……。

相互に、礼。

閉会 午前11時58分